

6. 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を  
対象とした軽減・支援措置



「法施様 3 0」「法施様 3 1」「法施 8 4」

軽減・支援措置の申請を行う際は、該当する様式を以下の特許庁ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記載の上、提出してください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei\\_202401.html#2-2](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#2-2)

【書類名】 手数料軽減申請書（調査手数料等）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願日】 d d . mm . 2 0 X X

【書類記号】 123456789

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称（英語）】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号

【あて名（英語）】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。

【持分の割合】 1/3

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社大阪製作所

【氏名又は名称（英語）】 OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 大阪府大阪市天王寺区伶人町 7 番地 7 号

【あて名（英語）】 7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。

【持分の割合】 1/3

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】 国際 花子

【氏名又は名称（英語）】 KOKUSAI, Hanako

【あて名（日本語）】 東京都千代田区四番町 1 2 番地

【あて名（英語）】 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo

【持分の割合に関する特記事項】

PCT ホールディングス株式会社 1/3

※ 以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

（注1）予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【書類名】」を「手数料軽減申請書（予備審査手数料）」と記載します。

（注2）「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願日】」には、その国際出願の提出日を日月年の順に「〇〇. 〇〇 . 〇〇〇〇」のように記載し、「【書類記号】」には願書に記載された書類記号を記載します。ただし、願書に書類記号が記載されていない場合は、「【書類記号】」を「【発明の名称】」とし、その願書に記載されている発明の名称を記載します。また、予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【国際出願日】」を「【国際出願番号】」として国際出願番号を記載し、「【書類記号】」は不要です。

- (注3) 「【軽減を申請する者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「【軽減を申請する者】」～「【持分の割合】」の欄を繰り返し設けて記載します。「【持分の割合】」の欄には、「○/○」のようにその者の持分の割合を記載します。
- (注4) 「【手数料軽減に関する内容】」の欄には、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように軽減・支援措置を受ける旨を記載します。なお、「第○号○」に記載すべき内容については、次頁の「(参考) 申請要件一覧」を参照してください。
- (注5) 軽減・支援措置を申請する者が手続を行う場合は、「【代理人】」の欄は不要です。また、「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「【代理人】」～「【あて名(英語)】」の欄を繰り返し設けて記載します。
- (注6) 「【持分の割合に関する特記事項】」の欄には、共同出願人(申請要件を満たしていない者)の持分の割合を「○/○」のように記載します。ただし、当該出願人が含まれない場合は、「【持分の割合に関する特記事項】」の欄は不要です。
- (注7) 本様式には、軽減・支援措置を申請する者及び代理人の「署名」は不要です。

(参考) 申請要件一覧 ※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei\\_202401.html#1](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#1)

対象者一覧		【手数料軽減に関する内容】 に記載する条・号・号の細分	手数料の 負担割合	
中小企業 (会社) (個人事業主)	(製造業等)	特許法施行令第10条第1号イ	1/2	
	(卸売業)	特許法施行令第10条第1号ロ		
	(サービス業)	特許法施行令第10条第1号ハ		
	(小売業)	特許法施行令第10条第1号ニ		
	(ゴム製品製造業)	特許法施行令第10条第1号ホ		
	(ソフトウェア業又は情報処理サービス業)	特許法施行令第10条第1号ヘ		
	(旅館業)	特許法施行令第10条第1号ト		
中小企業 (組合・NPO法人)	(企業組合)	特許法施行令第10条第1号チ	1/2	
	(協業組合)	特許法施行令第10条第1号リ		
	(事業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヌ		
	(農業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ル		
	(漁業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヲ		
	(森林組合等)	特許法施行令第10条第1号ワ		
	(商工組合等)	特許法施行令第10条第1号カ		
	(商店街振興組合等)	特許法施行令第10条第1号コ		
	(消費生活協同組合等)	特許法施行令第10条第1号タ		
	(酒造組合等)	特許法施行令第10条第1号レ		
	(NPO法人)	特許法施行令第10条第1号ソ		
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主 ・組合・NPO法人)	(試験研究費等比率が3%超の個人事業主)	特許法施行令第10条第2号イ	1/2	
	(試験研究費等比率が3%超の 会社・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ロ		
	(科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付 された会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ハ		
	(経営強化法の経営革新事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ニ		
	(経営強化法の異分野連携事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ホ		
アカデミック・ ディスカウント	(大学等の研究者)	特許法施行令第10条第3号イ	1/2	
	(大学等)	特許法施行令第10条第3号ロ		
承認 TLO		特許法施行令第10条第3号ハ		
独立行政法人等		特許法施行令第10条第3号ニ		
試験独法関連 TLO		特許法施行令第10条第3号ホ		
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第10条第3号ヘ		
地方独立行政法人		特許法施行令第10条第3号ト		
小規模企業 (法人・個人事業主)	(従業員20人以下の個人事業主)	特許法施行令第10条第4号イ		1/3
	(従業員20人以下の法人)	特許法施行令第10条第4号ロ		
中小スタートアップ企業 (法人・個人事業主)	(事業開始後10年未満の個人事業主)	特許法施行令第10条第5号イ		1/3
	(設立後10年未満の法人)	特許法施行令第10条第5号ロ		
福島関連中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)		特許法施行令第10条第6号	1/4	